

気を付けたい ルールと マナー

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達のルール違反やマナー違反により、漁業生産活動を妨げたり地域の人々の生活に支障を与えていたりするケースが少なくありません。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたいルールやマナーのうち、代表的なものを掲載します。

レジャーはマナーを守ることが大切です。

共通

- ・密漁は禁止されています。絶対にしてはいけません。
- ・天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ・ゴミや釣った魚は、投棄せず必ず持ち帰りましょう。
- ・漁港等での迷惑駐車は、漁業活動に大きな支障を与えるのでやめましょう。
- ・漁業活動や他の船舶の航行を妨げないよう注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- ・台風が近づいているときや津波のおそれがあるときは、海や川などのレジャーは危険ですのでやめましょう。



釣り

- ・小さな魚はリリースし、数を競わない釣りをしましょう。
- ・漁業施設に釣り針を引っかけないように気を付けましょう。
- ・電線の下を通過するときは、感電のおそれがあるので釣り竿をたたんでから通過しましょう。
- ・釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。
- ・釣りをするときはライフジャケットを着用して安全管理に心掛けましょう。
- ・場所とりは他の遊漁者等とのトラブルの原因となる場合があります。



PB・ 遊漁船

- ・港を利用する場合は許可が必要です。管轄する市町村役場などに問い合わせてください。
- ・航行ルールを守ってください。
- ・沖合の漁具に係留してはいけません。また航行の際は、漁具のロープやボンデン（浮き）などを引っかけないように注意しましょう。

ミニボート

- ・ミニボートの適正利用について、詳しくは15ページをご覧ください。



水上バイク

- ・遊泳者や船の近くで無謀な運転をしてはいけません。大事故の原因となります。



タイバー

- ・潜水する場所は、事前に最寄りの漁業協同組合に確認してください。
- ・器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
- ・定められた講習を受けてください。
- ・単独行動は慎み、バディシステムを守りましょう。
- ・水産動植物に触れたり、餌を与えてたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
- ・国立公園等の区域内では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを遵守しましょう。



お問い合わせの多い魚種の規制について

①さけ・ます

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されているほか、河口付近に規制が設けられている場合もあります。

詳しくは次のページをご覧ください。

●さけ・ます釣りに関する規制について…10～11ページ

●河口付近の規制について…21～23ページ

②やまべ

北海道漁業調整規則によるやまべの採捕禁止期間は次のとおりです。

4.1～5.31: 上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域の内水面

5.1～6.30: 日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域の内水面
このほかの規制については次のページをご覧ください。

●保護水面・資源保護水面・委員会指示…24ページ

●遊漁規則による規制…25～27ページ ●内水面区画漁業権による制限…28ページ

③あゆ

内水面において、**4.1～6.30, 9.16～10.31**は採捕が禁止されています。

このほかの規制については次のページをご覧ください。

●保護水面…24ページ ●遊漁規則による規制…25～27ページ

●内水面区画漁業権による制限…28ページ

④まつかわ

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければなりません。

詳しくは**12**ページをご覧ください。

⑤くろまぐろ

近年資源の状態が悪い太平洋クロマグロについては、遊漁者・遊漁船業者の皆さんも、資源管理にご協力お願いします。

詳しくは**13**ページをご覧ください。